

保安管理業務に係る不適切事案について（嚴重注意）

（停電年次点検未実施）

中国四国産業保安監督部四国支部は、電気管理技術者が保安管理業務を受託している事業場において、保安規程に基づく停電年次点検を実施していないことを確認したため、当該電気管理技術者に対し嚴重注意を行うとともに電気事業法第 106 条第 6 項の規定に基づき報告を求めました。

中国四国産業保安監督部四国支部は、香川県内の電気管理技術者（個人）が電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 52 条第 2 項の規定に基づき保安管理業務を受託している事業場の一部（34 事業場）において、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項に基づき届け出た保安規程に基づく停電年次点検を実施していないことを確認しました。

当支部は、当該電気管理技術者に対し、法第 42 条第 4 項に規定する保安規程の遵守義務及び規則第 53 条第 3 項の職務の誠実な実行の義務に違反するものとして令和 5 年 1 2 月 2 5 日付けで嚴重注意を行うとともに、下記の事項を報告するよう求めました。

記

1. 受託している全事業場において、保安規程に基づく停電年次点検が実施されているか確認した結果。
2. 1. のうち停電年次点検未実施事業場についての改善計画及び点検実施結果。
3. 具体的な再発防止対策。

（本発表資料のお問い合わせ先等）

中国四国産業保安監督部四国支部 電力安全課長 山本

担当者：原、濱田

電 話：087-811-8585（直通）

URL：<https://www.safety-shikoku.meti.go.jp>